

件名	愛媛県特定非営利活動促進基金条例
主管課	県民活動推進課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>県民、企業等から寄附を募り、県内NPO法人への助成等を行ない、活動資金の安定確保と育成支援を図るため、基金を設置する。</p> <p>1 設置 特定非営利活動法人の活動支援その他特定非営利活動の促進に要する経費に充てるため、愛媛県特定非営利活動促進基金を設置する。</p> <p>2 財産の種類 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 基金は、特定非営利活動法人の活動支援その他特定非営利活動の促進に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	平成20年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 基金の20年度当初予算計上額 2,000千円 ・制度普及啓発のための県費 1,000千円 ・県民、企業等からの寄附金 1,000千円</p> <p>2 寄附の種類 希望に沿えない場合も寄附の返還はしない。 ・一般寄附 特定の活動分野、団体を指定せず寄附 ・分野希望寄附 寄附する活動分野を希望（複数可）する寄附 ・団体希望寄附 寄附する団体を希望（複数可）する寄附</p> <p>3 用途 原則として当該年度の寄附額の範囲内で実施 ・NPO法人活動助成事業 一定の要件を満たすNPO法人の活動経費に対する助成 ・NPO法人育成支援事業 人材育成等のセミナー、法人運営、会計事務等の研修会等を実施</p>	